

県民意見提出制度による提出意見とそれに対する県の考え方

「山梨県国民健康保険運営方針」（素案）

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
1	5ページ Ⅱ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 医療費の動向と将来の見通し （2）所得の状況 ア 全国との比較	「所得なし」とは、どんな条件のものとの数値が明らかにされたい。	1	【その他】 「所得」とは、「収入」から「必要経費」を差し引いたものとなります。公的年金の収入の場合は、年齢と収入金額に応じて所得金額が算出されます。 例1：68歳・年金収入130万円の場合、所得20万円 例2：72歳・年金収入105万円の場合、所得0円 「所得なし（の世帯）」とは、上記の例2のような方や収入がない方のみが属する世帯を指します。
2	6ページ Ⅱ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 医療費の動向と将来の見通し （2）所得の状況 イ 保険者（市町村）ごとの比較	このサンプリング方式（例えば10,000人未満の場合1/50世帯を抽出）の場合、データが必ずしも正しい傾向を示すことは少ないだろう。道志村や丹波山村は、極端に少ない。 なお、P8の表5の一人当たり医療費は、丹波山村が約48万円/年（令和3年度）と一人当たり所得を上回る医療費となっていて、はたして財政上、市町村の経営は成り立つのか不明である。 よって、全数把握が必要だろう。	1	【反映困難】 本項では、公表されている統計上の数値を用いて、保険者（市町村）ごとの「一人当たり所得」を比較しています。このため、本文中にも記載のとおり、「本調査が抽出調査であることに留意しなければならない」としています。 なお、「収入」と「所得」は別のものであり、「収入」の方が「所得」より多くなります。また、医療費とは、自己負担だけでなく、保険者負担分や公費負担分などを含めた医療に要する費用の総額であるため、「所得」と「医療費」を単純に比較することはできません。
3	9ページ Ⅱ 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 医療費の動向と将来の見通し （3）医療費の動向 ウ 保険者ごとの一人当たり医療費（年齢調整後）の地域差指数	表6の「保険者別医療費（年齢調整後）地域差指数」の最新データが令和2年度どまりなので、今までのようにR3年度データも追加すべき。	1	【修正加筆意見反映】 表6に令和3年度分のデータも記載し、その内容に合わせて本文も次のとおり修正します。 表6は、平成30年度から令和3年度の保険者別の医療費（年齢調整後）の地域差指数を示すものである。県全体としては指数が1より小さいため、全国と比べて医療費水準は低い状態が継続している。また、保険者別の地域差指数の格差は、平成30年度は0.393、令和元年度は0.338、令和2年度は0.274であり、年々縮小していたが、令和3年度は0.438と拡大したため、今後の動向を注視する。

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
4	10ページ II 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 医療費の動向と将来の見通し （3）医療費の動向 エ 一人当たり医療費（年齢調整後）の年齢階級別割合	表7の「一人当たり医療費（年齢調整後）の年齢階級別割合」の最新データが令和2年度どまりなので、今までのようにR3年度データも追加すべき。	1	【修正加筆意見反映】 表7に令和3年度分のデータも記載し、その内容に合わせて本文も次のとおり修正します。 表7は、平成30年度から令和3年度の一人当たり医療費の年齢階級別割合を示すものである。 前期高齢者の一人当たり医療費が全体の60%以上を占めており、概ね年齢が高くなるにつれて、一人当たり医療費に占める割合が増加している。
5	11ページ II 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 医療費の動向と将来の見通し （4）保険料（税）水準の状況 イ 一人当たり保険料（税）調定額	「イ 一人当たり保険料（税）調定額」は、「イ 保険者別一人当たり保険料（税）調定額」と思います。	1	【修正加筆意見反映】 表題を次のとおり修正します。 イ 保険者別一人当たり保険料（税）調定額
6	13ページ II 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 医療費の動向と将来の見通し （5）保険料（税）の収入状況	なぜ、収納率が100%にならないのか、その理由いかん。「外国人労働者」や「特定技能実習生」など諸外国人の人の収納率を別個に教えてほしい。	1	【その他】 国民健康保険の被保険者がいる世帯の世帯主は、保険料（税）を納めなければなりません。すべての納入義務者からは納入いただけておりません。このため、保険者では、100%の収納となるよう31ページに記載した収納対策を実施しております。 なお、「外国人労働者」や「特定技能実習生」など諸外国人の人の収納率については、個別に統計を取得しておりません。
7	14ページ II 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 医療費の動向と将来の見通し （6）財政の状況	表12の「財政状況及び財政調整基金保有額の推移」は、表のみでグラフがないため、わかりやすくするためにグラフを掲載されたい。	1	【反映困難】 本文にも記載のとおり、形式収支、単年度収支及び財政調整基金は、その増減が問題となるものではないため、単に表のみの掲載としています。
8	14ページ II 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 医療費の動向と将来の見通し （6）財政の状況	単年度収支の黒字・赤字の保険者が具体的にわかるようにされたい。	1	【反映困難】 本文にも記載のとおり、単年度収支が赤字の場合、前年度からの繰越金を踏まえ、当年度の保険料（税）率を決定することなどにより繰越金が減少するものであるため、黒字・赤字の保険者について、個別に記載していません。
9	15ページ II 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 医療費の動向と将来の見通し （6）財政の状況	表13の「保険者別財政調整基金保有額の推移」は、表のみでグラフがないため、わかりやすくするためにグラフを掲載されたい。	1	【反映困難】 27保険者の7年分をグラフで表現するとわかりにくくなるため、単に表のみの掲載としています。

No.	箇所	意見の内容	意見数	意見に対する県の考え方（対応方針）
10	15ページ II 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 医療費の動向と将来の見通し (6) 財政の状況	市町村において財政調整基金が積み立てられている。山梨県は、これらが0円に近づくように行政指導をし、住民の掛金を少しでも少なくするようお願いします。	1	【その他】 本文に記載のとおり、財政調整基金は、保険料（税）率の大幅増の抑制や収納率の減少による収入減に備えるものです。 また、保険料（税）率は、市町村で必要となる費用や財政調整基金の保有額などを勘案し、決定しています。 なお、県においては、市町村における国民健康保険に関する事務全般が適正に執行されているか、2年に1回又は随時に確認をしております。
11	17ページ II 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 医療費の動向と将来の見通し (7) 将来の見通し イ 医療費の推計	医療費総額が1円単位、被保険者総数が1人単位で令和6年度、令和9年度及び令和12年度を予測しているが、このような数値が意味があるのか。100万円単位・1,000人単位でも良いのではないか。	1	【反映困難】 推計した医療費総額と被保険者総数に基づき、一人当たり医療費を算出しているため、100万円単位・1,000人単位でなく、1円単位・1人単位としています。
12	28ページ III 市町村における保険料（税）の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項 4 保険料（税）水準の統一	統一化する目標年次が令和12年度とのこと。よって、この「山梨県国民健康保険運営方針」の令和6年度から令和11年度の6ヶ年間で降の令和12年度になってしまう。	1	【その他】 本文に記載のとおり、保険料（税）水準の統一のためには、令和6年度から検討・協議を開始すべき事項があることから、この「山梨県国民健康保険運営方針」に記載しています。
13	(記載なし)	先般、峡南南部の3町（早川町、身延町、南部町）が、「峡南3病院の経営統合をめざす」との報道がありました。峡南南部地区人口減少のはなはだしい地区です。これを3町が協力して一つの大きな病院にして合理化、効率化を図ろうとしています。しかし、前提条件となる資金、財源がそれぞれ違います。よって、病院の統廃合を含めて住民意識のアンケートなどヒヤリングの機会があるべきです。	1	【その他】 (「山梨県国民健康保険運営方針」と関係のない意見)